

令和4年度茨城地方最低賃金審議会
第七回本審議会議事録

令和4年10月31日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和4年10月31日（月）午前10時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広
澤畑 英史
永井 教子
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局 局長 下角 圭司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 荻野 辰昭
室長補佐 中島 孝紀
賃金係長 平戸 直美

議事次第

- (1) 特定最低賃金の改正決定等について
- (2) その他

中島補佐

定刻より少し早いのですが、お揃いですので始めたいと思います。本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度第7回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により労働者代表委員の星野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上または公労使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをここにご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

清山会長

皆さん、おはようございます。特定最低賃金の審議、大変お疲れ様でした。真摯に議論していただき、短い期間で何とか各専門部会とも今期は全会一致で結審されたとお伺いしています。大変だったと思います。ありがとうございます。

それでは、議事を進めます。ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。最初に、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

平戸係長

それでは私から資料の説明をさせていただきます。321ページ、資料No.1につきましては、改めてご説明させていただきます。資料No.3、329ページから10月27日現在の全国の各特定最低賃金の改正決定状況となっておりますので、ご一読いただければと思います。私からは以上です。

清山会長

はい、ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

よろしいでしょうか。ただ今、各特定最低賃金専門部会の答申状況について説明がありましたが、3業種の専門部会すべて全会一致で結審しております。当審議会では、専門部会で全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、そのまま本審の議決とする扱いとしています。いずれも、既に各専門部会の場で局長に答申されています。このため、本日は、各部会の部会長から審議経過の報告等を受けることになっております。よろしくお願ひします。最初は鉄鋼業、続きまして機械、電気の順番にしたいと思います。まず、鉄鋼部会の部会長が私ですので、清山の方から説明させていただきます。

まず、鉄鋼業におきましては、金額提示を順次説明しますと、最初に使用者側から引上げ額0円、労側から37円の引上げという提示がありまして、第1回の提示は37円の開きがありました。1回目の専門部会で公労公使の協議をさせていただきまして、2回目は、労側から36円の引上げ、使側から10円の引上げまで歩み寄っていただき、その差26円というところになりました。第2回の専門部会では、使用者側から第3次金額提示12円引上げ、労側から35円の引上げということで、23円の開きでしたが、再度調整をお願いしたところ、第4次金額提示で労側から34円、そして使側からは15円ということで、19円まで開きが小さくなりました。まだ公益見解を出せる数字ではありませんので、第3回の専門部会で出来るだけ歩み寄っていただきますようにとお願ひして、第2回目を終わっています。第3回目の専門部会は、使用者側からの金額提示で、21円の引上げを提示していただきました。労側からは32円の引上げということで、その差11円。公労公使の協議をさせていただき、最終的にどうするかという話になったわけですが、

もう一回の金額提示ということをお願いすることができました。第6次金額提示で労側から31円の引上げ、使側から25円引上げというところまで歩み寄っていただきまして、その差6円となりました。そこで、両者ともに公益見解を出してよいということでしたので、公益見解を出させていただいたというのが金額審議に関する経過です。

労使双方の主張のポイントをご紹介します。使用者側から引上げの前提として考慮してほしい点として、第一に、エネルギー資源価格の高騰、鋼材を仕入れなければならない中小企業においては、日本製鉄さんなどの大企業とは異なり、販売先への価格転嫁が十分に見通せないということに対して強い懸念が示されました。第二に、半導体不足によるサプライチェーンの混乱がまだあり、今後の需要の見通しが懸念されるということでした。

労側からは、主に3点主張されました。第一に、物価の上昇を考慮してほしいということ。第二に、鉄鋼業界の協定最賃1,049円という水準まで何とか引き上げたいということ。第三に、地域間格差の是正。鉄鋼業界に特に顕著に表れているのが、Cランクだけでなく、Dランクの地域とも逆転現象が生じていることです。鉄鋼業の最低賃金が、C、Dランクのいくつもの県と逆転しているということを考慮して、その差が開かないようにできるだけ縮めてほしいという強い要望がありました。

労使双方のご主張を総合的に考慮した上で、公益見解として29円の引上げを提示しました。その主な理由としては、Bランクの茨城県の鉄鋼業の最賃の方がDランクの大分県よりも低いという逆転現象が生じており、その差をできるだけ解消することが望ましいということでした。すでに茨城県が結審する数日前に大分県の方で29円の引上げが決まっていたので、Dランクの大分県との差をこれ以上広げるのはいかなものかということで、労使ともにぎ

りぎりまで検討していただきまして、全会一致で、公益見解の29円引上げにご賛同いただくことができました。

以上が、鉄鋼業の審議経過に関する説明です。何か補足等がございましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

全委員 (意見・質問等なし)

清山会長 それでは続きまして、機械部会の井出部会長にご説明をお願いします。

井出委員 はい、皆さんおはようございます。機械部会長の井出より説明をさせていただきます。機械専門部会におきましては、9月28日、10月3日、10月25日の3回にわたり専門部会が開かれまして、全部で第七次にわたる労使双方の金額提示を行っていただきました。第一次提示では、労側前年比プラス65円時間額1,000円、使側前年と据え置き時間額935円でスタートいたしました。65円の開きがありましたけれども、2日間で20円の差まで詰めていただきました。最終的には第七次提示を行いまして、労側前年比プラス32円時間額967円、使側前年比プラス26円時間額961円となり、6円差にまで縮めることができましたけれども、残念ながら労使の合意には至りませんでした。そこで、やむを得ず双方の意見をお聞きした上で、公益見解を示させていただくこととしました。公益見解の結論は、前年比プラス29円時間額964円という内容でした。結論に至る過程で検討したものとしては、金額を抑えるべき要素、専ら使側からのお話なのですけれども、主としては、新型コロナウイルス感染症拡大と数次にわたる緊急事態宣言による現下の経済、雇用、労働者の生活への影響は長期化しておりまして、一時回復基調であった経済活動においても、いまだコロナ以前の状況に戻っているとは言いがたいということ。

次に、かかる厳しい経済状況下による影響は、とりわけ経営基盤の脆弱な地方の中小企業や小規模事業者に甚大な影響を与え続けていることに鑑みますと、今は事業の存続と雇用の維持を最優先とすべき時期であるというご主張もありました。さらに、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している状況でありまして、特にロシアのウクライナ侵攻に起因する天然ガス、石油等の高騰といったエネルギー問題、半導体の供給不足や円安の影響による原材料価格の高騰などの経済情勢の変化の影響を大きく受けておりまして、先行きの不安、懸念が高まっていること。最後に、特に機械製造業におきましては、中小企業においてコロナ禍にあって、特別融資等の借入残高が膨らんでいる状況でありまして、今年からは返済が始まっていることもあって、かかる中小企業においては、賃金の支払余力がさらに厳しくなっているといったことが挙げられました。これらの要素に鑑みますと、金額を抑えるべきとする使用者側の理由にも相応のものがあるというふうに公益でも受け止めさせていただきました。しかしながら他方で、増額する要素としましては、専ら労側からのご指摘だったのですけれども、コロナ禍の厳しい経済状況だからこそ、むしろ一般に賃金が低く抑えられがちな未組織労働者の賃金の底上げを図る必要性が高まっていること。特に本年は、急速な消費者物価の上昇に対応する必要があり、最低賃金の水準で生活している労働者の生活を守らなければならない状況にあるというご指摘もありました。機械製造業の状況としましても、新型コロナウイルスの影響からは脱却しつつある状況にあって、企業の内部留保も相当程度ふくらんでいることがうかがわれるのではないかというようなご指摘もございました。また、本県の機械製造業の賃金に関する労使間協定を見ましても、最低水準の所でも時間給で1,000円を上回っておりまして、これは事務局の方でも確認してい

ただきました。早期に特定最低賃金を1,000円を上回る水準に引き上げるべきであるというご指摘がありました。さらに、本県における今年度の地域別最低賃金は、皆様ご承知のとおり前年比プラス32円という高水準となっており、機械製造業の昨今の状況を踏まえると、これと合わせて高い水準での引き上げが期待されるということ。最後に、本県はBランク内でも下位の水準にとどまっております、早急にランク内格差や近県との格差を縮めて適正にする必要があること等が挙げられまして、こうした労側のご指摘もなるほどごもっともだということもございまして、大変公益としては難しい検討だったのですけれども、労使双方の意見交換を十分に行いまして、これら諸事情を総合勘案して慎重に検討した結果、先ほどの結論に至ったという次第であります。この公益見解について採決をさせていただいたところ、機械専門部会における労使相互間の協調を今後とも図っていく必要があるとの見地から、労使双方にかなりご無理を申し上げまして申し訳なかったのですが、歩み寄っていただきまして、全会一致でご賛同いただくことができました。機械専門部会の結論としては、引上げ額29円、時間額964円となりましたので、ご報告させていただきます。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の機械部会の説明に關しまして、補足などございますか。使側の皆様大丈夫ですか。

水出委員

はい。

清山会長

労側の皆様も大丈夫でしょうか。

大森委員

はい。

清山会長

それでは、電気部会の細谷部会長にお願いします。

細谷委員

はい、お疲れ様です。特定最低賃金電気専門部会の審議の経過を、部会長の細谷から報告させていただきます。電気専門部会は10月13日、17日、24日の3回開かれ、計6回、労使双方の金額提示をしていただきました。第一次提示額は使用者側が引上げ額0円で現行の932円、労働者側が前年比プラス70円の時間額1,002円で、70円の開きがありましたが、10月24日の第六次提示では、労働者側が前年比プラス32円の時間額964円、使用者側が前年比プラス26円の時間額958円と、6円差まで縮めていただきました。使用者側が前年比プラス26円、労働者側がプラス32円の6円の開きというところで、29円引き上げという公益見見解を出させていただき、専門部会では全会一致で結審することができました。電気専門部会の3日間にわたる審議の場では、使用者側、労働者側それぞれから、忌憚のないご意見を伺うことができました。使用者側、労働者側それぞれの主張のポイントをご説明いたします。まず、使用者側からは、引き続くコロナ禍に、ロシアのウクライナ侵攻、円安などの新たな要因が加わり、サプライチェーンの混乱、エネルギー資源価格の高騰、円安により貿易収支が悪化していること。特に中小零細企業は自社の体力、経営努力が限界にきており、これまでとは異なるフェーズにあるということが強調されました。労働者側からは基本的な考え方として大きく3点、労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完代替機能ということにつきまして、具体的な数字を示しながらお話いただいたところです。29円という公益見見解を出すにあたり、業界内に回復の動きがある一方、歴史的な円安とウクライナ危機による原材料高が企業の収益を圧迫し、賃上げに慎重にならざるを得ない企業も

あるということを、慎重に検討いたしました。例えば、コロナ禍で、金融機関が行ってきた実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が始まり、これから倒産増などの影響が懸念されているところですが、それらの影響が数字として明らかになるのはこれからという状況にあります。全国統計ではありますが、2021年度の企業の内部留保に当たる利益剰余金は516兆4750億円と、10年連続で最大を更新しておりますが、使用者側委員からは、コロナ禍で中小企業は全て内部留保というようなものは吐き出してしまい、今は借金でしのいでいる状況というお話がありました。中小企業が多く裾野が広い本県の電気業界の回復状況、日本での引き続く厳しさについて、複数の適切な資料データが手元があれば、もっとスピード感をもって協議を進められたのではと考える場面もあり、労使、公益とも、そのデータ、資料、数字というものが今後の課題と改めて認識したところでもあります。2019年の数字ではありますが、本県の県内総生産の総額に占める製造業の割合は33.3%と全国平均20.3%よりも高く、従って外需の影響をより強く受ける産業構造であることは確かです。また、県内の労働者約140万人のうち2021年度における労働組合加盟者は20万6千人で、組織率は約14%。全国の労組の組織率16.9%を下回り、最低賃金の重要性は相対的に高いと言えます。そのような中、最低賃金の引上げ額と公益見解で最低賃金の引上げ額29円を考えた場合、引上げ額と影響率を見た場合、29円、30円とも影響率は18.5%で同じでしたが、公益見解がなぜ30円を選択しなかったかと言えば、前述の2点と、それから前年の引上げ額28円よりも1円高い引上げ額であるということ。それから、30円台にのるという心理的なインパクトのプラス、マイナスの影響などをいろいろ公労公使協議させていただきまして、29円引上げという公益見解に使用者側にも労働者側にもご理解をいただ

いたという経緯がございます。以上が電気専門部会の審議経過です。

清山委員

はい、ありがとうございました。電気機械器具製造業につきまして、ただ今の説明につき、何か補足あるいはご意見等はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

はい、ありがとうございました。それでは、三部会とも経過の説明が終了いたしました。これで、各専門部会は、最低賃金専門部会規程第9条により、異議申出期間満了日に廃止となります。各専門部会の委員の皆様には、約1か月の間に、3回の開催という厳しい審議日程でご参集いただいて慎重に審議を進めていただくことができました。改めて、大変感謝申し上げます。お疲れさまでした。ここで、茨城労働局長よりご挨拶がございます。よろしく願います。

下角局長

特定最低賃金の審議、それから答申をいただいたことについて、一言お礼を申し上げます。ただ今、各専門部会の部会長から部会報告を頂戴しましたとおり、今年度、改正諮問させていただきました特定最低賃金の3業種すべてについて、全会一致で答申を頂戴することができました。審議に当たりましては、9月28日から約1か月間と、大変短い期間ではありましたが、各専門部会とも、精力的かつ慎重にご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。公益委員の皆様には、複数の専門部会を掛け持っていた委員もいらっしゃいます。特に今年はコロナ禍が引き続いているこの環境下、そして、円安の状況、ロシアのウクライナ侵攻によって原油価格であるとか原材料

価格が高騰する中で、それが労使双方に大きな影響を与えるという中で、本当に厳しいご審議をいただきました。大変難しい調整をいただいたと考えております。それから、労使の各委員の皆様におかれましては、それぞれ代表のお立場として、大変難しい厳しいご審議をいただいたのかなと思っております。大変なご苦勞をおかけいたしました。改めて、委員の皆様のご尽力、そしてご苦勞に感謝を申し上げたいと思います。今後につきましては、事務局の方で、官報公示などの事務手続きを進めまして、関係する労使の皆様にも周知を進めます。改正された最低賃金が確実に施行されるよう、労働局を挙げて履行確保に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には、引き続き、私ども労働局の行政運営にご理解、それからご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

清山会長

続きまして、異議申出があった場合の本審の日程等につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

荻野室長

ご説明申し上げます。配布資料のNo. 1、321ページをご覧ください。特定最低賃金の3業種の改正審議結果の一覧となっております。なお、3業種すべて専門部会において全会一致で結審したこと、私の方からも感謝申し上げます。ありがとうございました。専門部会において答申をいただいた3業種とも、すでに結審をいただいた日に異議申出に関する公示を済ませております。異議申出の締切日は、資料にもありますとおり、鉄鋼業及び電気・精密機械器具等製造業には11月8日火曜日、機械器具製造業等は11月9日水曜日となっております。まず、異議申し出があった場合についてご説明申し上げます。すでに皆様にメール

や、8月5日に開催いたしました第三回本審でも参考資料として添付させていただきましたが、異議審議の第八回審議会は、11月16日水曜日午後4時からこの会場にて開催を予定させていただきます。なお、異議審議を終えてから官報公示等の事務手続きを行います。次に、異議申出がなかった場合には、異議審の第八回審議会は中止させていただきます。先ほどご説明しましたように、機械器具製造業の異議申出の締め切りが、11月9日水曜日の夜0時までということになっておりますので、中止の際のご連絡につきましては、その翌日の11月10日木曜日にメール等で皆様にご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。また、異議申出の締切日の翌日に本省へ報告を行い、本省内の決裁等の手続きの後、12月31日を指定発効として官報公示を行わせていただきます。以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございました。それでは、確認いたします。異議申出審議のための第八回本審については、11月16日水曜日午後4時から、この会場で行います。第八回本審は、金額審議ではありませんので公開となります。また、異議申出がなかった場合には開催しません。その際は、事務局から各委員へメール等により連絡がありますのでよろしくお願いたします。その他事務局からご連絡等がございますか。

荻野室長

私の方から、4点ほどご連絡させてください。まず、1点目は、今後の広報活動についてです。本日の審議会終了後、直ちにプレス発表をさせていただきます。また、産業別の特定最低賃金につきましても、県の最低賃金と併せた茨城局独自のポスター、リーフレットを作成いたしまして、周知広報を実施する予定でございます。加えまして、今年度の県の最低賃金及び特定最低賃金の大幅な引上げに

伴い、賃金引上げを行う必要のある中小企業等に対しまして、引き続き、雇用環境・均等室と連携して業務改善助成金等の利用勧奨等を行ってまいります。なお、委員の皆様におかれましても、ポスター、リーフレットの掲示などの周知について、ご協力をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。2点目は、本年度の今後の審議会についてでございます。先ほど、特定最低賃金の異議審議の第八回審議会につきましては、何度も申し上げて申し訳ございませんが、11月16日水曜日午後4時からとご説明させていただきました。その後になります。例年、年度末を目途に3月中旬頃になると思いますが、翌年度の特定最低賃金にかかる意向表明を主としました審議会を開催させていただいております。本年度においても、意向確認の上、開催をしたいと思っておりますので、年末から1月上旬頃に委員の皆様にご日程調整させていただきたいと考えております。3点目は、本年度の事業場視察についてでございます。昨年度も、新型コロナ感染拡大の関係から中止とさせていただいた経緯がございます。厚生労働省では、事業場視察の重要性を高く考えているところであり、現在、新型コロナにかかる行動制限はほぼ解除されており、今後、ウィズコロナ、アフターコロナにより、経済活動の活発化が期待されるころではございます。しかしながら、現在もコロナ禍という状況ではありますし、今後、第8波の懸念、また、今年は、インフルエンザとのダブル流行も懸念されているところがございます。なお、現在のところ、事業場視察について本省からの指示はございませんが、事業場視察となりますと、皆様との集団行動ということになります。委員の皆様の健康、安全面を第一に考え、万が一感染した場合の地域における影響の大きさ等を考慮しまして、現時点におきましては要検討とさせていただきたいというふうに考えております。12月末、或いは1月初めに感

染状況等を見まして、会長とも協議の上判断したいというふうを考えております。4点目は、審議会の公開・非公開についてです。審議会等の公開・非公開につきましては、第一回本審において、会長から、今年度においては労使から、率直な意見交換を保障するという観点から、金額審議等について、率直な意見交換などが損なわれる場合があります得るということで、公益としても、現下の厳しい経済状況の中で、労使とも率直な意見交換を行ってもらいたいと思っております、労使のご意見を尊重し、金額審議にかかる部分は非公開という取り扱いで、今年の審議についても例年どおり実施してきたところでございます。1年先延ばしとなっております中央最低賃金審議会での審議が、本年末頃にはその審議が行われる予定であること、他県で非公開から公開となった県があれば、その経緯、公開したことにより、どのようなリスク、影響があったのかなどを確認の上、検討する旨の会長の方からご発言があり、事務局に対して、中賃や本省の動き、他県の状況を確認するよう、ご指示があったところでございます。今後、ご指示を踏まえまして、中賃や本省の動き、他県の状況等を確認しました上で、皆様に情報提供いたしますので、労使それぞれご検討いただきまして、事務局としましては、来年3月に予定している第九回本審で審議をしたいと考えております。また、事務局の方で情報収集後、労使の代表の方々から意見聴取したいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいというふうを考えております。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

清山会長

はい、ありがとうございました。多岐にわたるご協力の依頼も含めてありましたけれども、どうぞよろしく願いします。これで、本日の審議会は閉会となります。委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ございました。今後は、特定最低賃金の円滑な履行に努めていただきますようどうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。